

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還とMV-22 オスプレイの移駐 及び騒音被害の軽減に関する意見書

宜野湾市民は、戦後 70 年もの長い間、米軍機騒音を初め、普天間飛行場から派生するさまざまな基地被害に苦しみながら生活を続けている。

平成 8 年の日米両政府による普天間飛行場の全面返還の合意から既に 19 年が経過しているが、いまだに街のど真ん中に存在し、その危険性は放置され続けている。

この間、平成 16 年 8 月 13 日には沖縄国際大学へ米軍の CH-53 ヘリが墜落炎上し、平成 24 年 10 月には市民、県民の多くが配備反対の声を上げる中、MV-22 オスプレイが強行配備された。市民が直面している危険性がこれほど現実として認識されているにもかかわらず、その解決の道筋さえ見えてこない現状に、市民の不安、不信感は頂点に達している。

このような中、安心・安全で平穏な生活環境を求める市民の切なる願いを無視し、住宅地上空では昼夜を問わず、オスプレイを初めとする米軍機による飛行訓練が激しさを増しており、市民、県民の安全より軍事訓練が優先される危険な状態に市民の怒りは既に限界を超えている。

よって本市議会は、9 万 7,000 人余の市民の尊い生命や財産を守るために、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と危険性除去及び騒音被害を初めとする基地負担の軽減について、下記の事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 普天間飛行場を絶対に固定化せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること。
2. 普天間飛行場の危険性除去及び負担軽減について、目に見える形で着実に実施すること。
3. 普天間飛行場配備の MV-22 オスプレイを他の拠点へ移駐すること。
4. 普天間飛行場から派生する騒音被害の軽減に向けた騒音防止協定の厳格な遵守及び夜間飛行、住宅地上空における旋回飛行を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 11 月 13 日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長